



奈良県行政書士会会員の会費滞納行為（奈良県行政書士会会則第 16 条第 1 項違反）について、奈良県行政書士会会則第 43 条、同第 43 条の 2 及び同第 43 条の 3 第 1 項の規定に基づいて、処分を行いました。もって、奈良県行政書士会会員の処分に関する規則第 7 条、同 8 条第 2 号、同第 9 条及び同第 10 条第 1 項・第 2 項の規定により、次のとおり公表致します。

平成 26 年 2 月 20 日

奈良県行政書士会  
会長 末廣元孝



記

会員氏名：堀内徹

登録番号：第 96284397 号

事務所名称：堀内行政書士事務所

事務所所在地：奈良市富雄元町 2-7-25 SSKビル 606 号

処分年月日：平成 26 年 2 月 15 日

処分の内容：廃業の勧告（権利の停止を含む。）

処分の理由：会費滞納（奈良県行政書士会会則第 16 条第 1 項違反）

公表する期間：平成 26 年 2 月 15 日から無期限

以上